

第 114 号議案

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第 12 条第 2 号の条例で定める期間)

第 2 条 国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号。以下「政令」という。）第 12 条第 2 号の条例で定める期間は、7 日とする。

(立入調査等)

第 3 条 区長は、法第 13 条第 9 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第 4 項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は政令第 12 条第 1 号に規定する施設に立ち入り、当該認定事業者に係る法第 13 条第 4 項に規定する認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業計画の周知)

第 4 条 法第 13 条第 1 項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受

けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該特定認定に係る事業計画の内容について近隣住民に周知しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。